

Title	日本古代村落史序説
Author(s)	吉田, 晶
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/35473
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

【1】

氏名・(本籍)	よし 吉	だ 田	あきら 晶
学位の種類	文	学	博 士
学位記番号	第	7 3 5 1	号
学位授与の日付	昭和 61 年 5 月 19 日		
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当		
学位論文題目	日本古代村落史序説		
論文審査委員	(主査)		
	教 授	黒田	俊雄
	(副査)		
	教 授	脇田	修 助教授 都出比呂志

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は日本古代の村落のありかたを歴史的に究明したものである。本論文は副論文『日本古代国家成立史論』(1973年)および、その前に発表された『日本古代社会構成史論』(1968年)の二つの著作の成果を基礎とし、それらを有機的に総合した上で、日本古代の村落の歴史的な性格および古代国家との関係を明らかにしている。本論文の内容に入る前に先行の著作の概要にふれておくこととする。まず、前者は日本古代村落の構造を把握する上で基礎となる戸籍・計帳を分析し、郷戸の実態を明らかにしつつ、さらに寄口や奴婢の存在形態の究明を通じて古代村落における支配・隷属の関係を明らかにした。また後者は古代国家の形成課程の解明を意図したもので、国造制の歴史的役割を説くために、国造制と県制および部民制との相互関係を分析した。国造制の実態を追求するために「国造本紀」の史料批判を行ない、さらに吉備と毛野における史料の調査を基礎として国造制の成立期が六世紀前半であると主張し、さらに摂津・河内・和泉の県および県主についてそれぞれの氏族構成を検討しつつ、県主が大王家にたいして持っていた隷属関係を明らかにした。この作業をふまえて、7世紀に成立した評制が、県制や国造制では実現できなかった中央集権的な村落支配を可能とするものであったことを明らかにした。

本論文は以上の二つの成果を総合して、古代村落と首長との関係に重点をさぼることによって、日本古代において国家が農民をどのように支配していたか、農民がこれにどのように対していたかを解明しようとする。

まず第一章「古代村落史研究の問題状況」では、古代村落史研究の学史を整理し、研究課題を明確にしている。とくに石母田正『日本の古代国家』(1971年)における首長制論の有効性を認め、その積極面を継承しつつ、村落における首長の位置と役割、農民の経営の実態の解明の必要性を説く。

第二章「首長と共同体」では、史料に「村首」として現れる首長が村落において果たした役割を検討する。まず『日本書紀』孝徳紀の二つの詔に記述された「村首」像の分析をもとに村首が百姓間の契約に立ち合ったり、係争の解決に関わった具体的事例を挙げて、村首が民事上の権限をもっており、この点において村落秩序を維持する役割を果たしたと説く。さらに「儀制令」集解の春時祭田条を考察して村首と村落の祭祀権との関わりを考察する。この条が、元来は国家と何の関係もない民間行事としての農村の祭礼を、国家が「唐令」に学んで、民衆教化の場として位置づけようとしたものであると考える。この結論にもとづき、農村に自主的な祭が存在したこと、また村首がこの祭の主宰を通じて農民掌握を強めたことを主張する。

第三章「家父長制と個別経営」は農民の農業経営と地縁的な結合との考察にあてられている。まず田夫に魚酒を提供して農作業へ動員することを禁じた大化2年、延暦9年、弘仁2年の政府の禁令の分析から古代に農繁期における、ある種の雇用労働が存在したことを実証する。さらに、このことから、後世の「ゆひ」的な共同労働の組織は存在せず、富裕なものが雇用労働を利用して経営の拡大を図ることが可能となり階層分化が進行し、その結果、農民の個別経営は不安定であったと説く。ついで農民の個別経営の実態に迫るために戸籍・計帳に記載された郷戸の性格を論じ、郷戸が律令国家の編戸のための法的な擬制であり、当時の家族形態の実態を示さないとする説を批判的に検討する。さらに6世紀における群集墳の登場や集落構成の変化に関する考古学研究成果を援用して、郷戸に擬制的側面を認めつつも、当時の農民の家族的結合の実態が反映していると主張する。さらに、郷戸には家父長制的関係が進行しており、この点がそれ以前の家族的結合と異なる点であることを強調する。

さらに氏神の祭を軸とする結合や戸籍にみる同姓寄口の分析にもとづき同族の存在を立証し、さらに、四隣五保が絶戸の財産処分権を持ったことや農業用水の管理問題を農民間で処理する慣行があったことを根拠として、地縁的結合が存在したことを認める。しかしこの地縁的結合は郡司を頂点とする郡単位的首長の秩序の中に包摂されていた結果、国家の行政単位にもならなかったことを強調する。

第四章「古代の土地所有」では、律令制下の班田制が国家と郡司に体现される首長制の生産関係を基礎とすると説く石母田説を基本的に認めながらも、農民の私的土地所有権は未成熟とする石母田説を批判的に検討する。園宅地のうち、園については桑や漆を植えて貢納に備えるべき土地という意味では国家的土地所有とすべきであるが、園地が絶戸まで還公されない点は墾田に似ること、また、加功主義と相伝主義を土地所有の指標にすれば、宅地の所有は竪穴式住居の段階から既に存在したとすべきであることをあげて、園宅地が実質的に農民の所有であったと主張する。また考古学的に確認される4～5世紀段階の開発や常陸風土記の麻多智の伝承に示される6世紀代の開発が首長的土地所有を成立させ、また7世紀代における評制下の公権力による開発とこれを基礎とする郡単位の条里制の施行が国家的土地所有の成立を示すと考える。

なお、補論「日本古代の首長制に関する若干の問題」は郡（評）制の成立過程の諸類型を明らかにし、さらに大宝律令で制度的に完成した郡司制において初期には郡司が在地の首長として持つ伝統的権限を容認されていたのに対し、郡衙機構の確立および政府による郡司任命権の強化によって、天平年間以後、郡司は官僚的秩序の一翼に強く組み込まれていったことを説いている。

終章は日本古代の史料から帰納的に導かれた以上の結論を理論的に整理し、7～8世紀の共同体が第二段階のアジア的農耕共同体であり、総体的奴隷制の最後の段階であると規定して結論とする。

論文の審査結果の要旨

本論文は、外見上は比較的小著であるが、著者の三十数年にわたる研究の一つの総括であり、最初の論文集『日本古代社会構成史論』および特に本学位請求論文の副論文『日本古代国家成立史論』における国造制を中心とする詳細な古代国家成立史の解明を踏まえたもので、そのようにして照らし出された古代村落の姿についての、簡潔なまとめである。著者はここで、「共同体」から「国家の成立」へと展開する日本古代社会構成史の各段階のなかに、首長制を基本的生産関係とした村落の発展の諸段階を的確に位置づけることに努力し、論理的・実証的にそれをなし遂げ、今日の日本古代史研究のなかに、傑出した一学説を提示した。

著者は、先年石母田正氏が提唱した「首長制」論に拠りつつ、その「首長制」的社会関係の展開を軸に、文献史料による制度史・生産関係史・宗教史などの諸問題はもちろん、考古学・歴史地理学・民族学・社会人類学・文化人類学などの多くの成果をも慎重に位置づけ、日本の古代村落の社会構成史的特質を鮮明に浮かび上がらせた。とりわけ、律令国家成立の諸段階における「村首」など村落首長の、一面では共同体に対する他面では国家に対する微妙な役割を、的確に解明した。その論理的・実証的論説は、簡潔ではあるが堅実であり、説得力に富む。

本論文は、このような論述を進めるなかで、古代史に関する歴史学上の理論についても少なからず参与している。史料が極めて限られている古代史研究では、歴史に関する諸科学の理論の力を借りることなしには、歴史像の再構成はほとんど不可能であるが、それだけに関連する論説は多岐にわたっている。著者は本論文のなかで、原始社会から古代社会にいたる、とくにアジア的社会構成に関する社会科学理論の錯雑・混乱した論点を逐一整理し、歴史学的実証による検討を加味しつつ、「首長制」についての著者独自の新しい見解を中心に、古代史に関する新しい理論的展望を樹立した。「解体期の総体的奴隷制」と「家父長的世帯共同体＝個別経営」との関係性を明確にして、村落における階級構成の特質を指摘し、そこから「郷戸」「里」「寄口」「房戸」「四隣五保」などの制度が実体的か擬制的か論じたのは、その顕著な一例であり、郡（評）の成立や越前国の生江臣東人の例によってアジア的共同体の解体の特質を明らかにしたのも、それである。

ただ、本論文が、このように整然とかつ厳密に論述されているだけに、反対に、不足している点に気付かされることがないでもない。その最大のものは、古代村落の景観・生活・政治などの具体的論述が、もう少しはあってもよかったですかという点である。それは著者がはじめから意図せず、むしろ意識的に捨象した側面であるかとは思われるが、にもかかわらずそれをいうのは、論述が著者の基本的社会構成と考える村落だけに絞られており、とくに「共同体」から疎外または別扱いあるいは排除されている人々、山民・海民、蝦夷・隼人、渡来人などが、混住・往来・交易した村落の有様を把握する手掛

りを、本論文から得ることが難しいからである。古代の「賤」の意味が「奴隷」概念と同じかどうか、これとケガレとの関係はどうか、古代村落にとって大切な問題であろう。また、本論文は、律令国家として完成した古代社会の体制を論ずるについて「古代的土地所有」という概念を用いているが、著者の論旨からしてもこれはやや不正確な適用ではなかろうか。それは、古典的概念としての「古代的〔ローマ法的〕所有」とは異なるものであり、論述からすればむしろ「支配」の語にふさわしいように思われる。こうした少々説明不足までをあげつらうのは、本論文のような歴史上の基本問題を扱った大規模な論述を批評する際には、必ずしも妥当でないかもしれないが、本論文がまことによく整っており、そのすぐれた論述は、学界でもその価値を十分に認められていると判断されるからに他ならない。

以上のことからすでに明らかなように、本論文は、単に現在の日本古代史研究に新たな進展を加えたのみならず、今後の研究の発展のためにも大きな寄与をもたらす力作であると考えられる。よって本研究科委員会は、本論文を文学博士の称号を授与するに十分に値するものと、認定するものである。